

平成 30 年 10 月
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 30 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成 30 年 9 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 30 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、平成 30 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者（官公需法第 2 条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）向け契約の金額が 224,528 千円、比率が 39.4%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率については、平成 26 年度国等の官公需契約実績 7 兆 4,278 億円の約 1%程度と推計されることを踏まえ、平成 26 年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう引き続き努めるものとする。また、平成 30 年度新規中小企業者向け契約実績については、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努めるものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、新規中小企業者の契約比率については 2%程度となるよう引き続き努めつつ、少なくとも前年度までの実績を上回るように努めるものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注の機会の増大に努めるものとする。

また、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるような適正な納期・工期の設定に配慮する。

(2) 被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び同年9月北海道胆振東部地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び同年9月北海道胆振東部地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、これらの被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1と同様の配慮に努めるものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

- (1) 中小企業・小規模事業者の参加の拡大を図るため、物件等であって、一般競争入札に関連する情報、それらに係る落札結果等に関する情報及び発注計画に関する情報をホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- (2) 物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

4 官公需に関する相談体制の整備

官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、総務部会計課職員は、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な助言に努めるものとする。

5 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。

また、技術点の評価項目設定において、契約の履行確保に支障がない限り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

6 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、必要に応じて分離・分割して発注を行うものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割するなどの分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

7 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取組みにより平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

また、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとし、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

8 知的財産権の取り扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

9 調達における下位等級者の参加の推進

一般競争入札の競争参加資格の設定に際しては、中小企業・小規模事業者の受注の機会の確保に配慮するため、等級の指定は従来からしておらずこの方針を継続する。

10 中小企業・小規模事業者等の積極的活用

少額の契約であって随意契約による場合にあっては、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るよう努めることとする。

また、調達について、中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

11 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

12 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

役務及び工事等の発注に当たっては、需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明会の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構契約手続（平成19年10月1日機構手続第2号）第27条を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

契約後についても、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応に努めるものとする。

13 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

機構は、契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう評価項目の設定に配慮するものとする。

また、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」（新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録するサイトをいう。以下同じ。）の情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 新規中小企業者からの相談体制

総務部会計課職員は、官公需の受注に意欲的な新規中小企業者の受注能力の向上に資するよう、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するものとする。

(3) 「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合については、受注の機会の増大に努めるものとする。

第4 上記第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、機構の全ての調達に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のため、機構に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、総務部会計課に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

附則

1 本方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。

推進本部

本部長 : 理事
本部員 : 総務部長
 : 貯金部長
 : 保険部長
 : 企画役

(事務局 総務部会計課)

なお、本部員には、必要に応じて関係する課長を追加することとする。